

学友会クラス委員規約細則

第1章 総則

第1条 学生生活の充実向上と学園生活の円滑化をはかるために、クラスごとに代表 2 名をおき、クラス委員とする。

第2条 クラス委員は、クラス員相互の協力と調和をはかり、クラスアドバイザーとの連携を密にして、クラスの向上と生活目標を達成するため、協議を行う。

第3条 クラス委員は、クラス全体の意見を聴取、取纏め、これをクラス委員会その他各種委員会、代表委員会、クラス学生総会に反映させるように、またこれら委員会の決議、提案をクラスにて周知徹底、理解してもらうように努めるものとする。

第4条 クラス委員は、学生部長が主催するクラス委員会に参加し、その決定事項についてはクラス全員に正確に連絡する。また、学科・学年ごとのクラス委員会に出席して、他のクラス委員との連携を密にし、共通理解にたって問題の処理にあたる。

第2章 選出方法・任命

第5条 クラス委員の選挙は、クラス員の意思が公平に反映されるように、複式選挙の方法による。

第6条 複式選挙の方法では、選出するクラス委員 2 名を連記して第1次選挙を行い、即時開票、得点順に定員の倍数の 4 名の候補者を決め、その 4 名について再び 2 名連記で投票し、上位 2 名を当選者として決める。

第7条 選挙は、原則として年度はじめに行う。

第8条 クラス委員の任期は 1 年とし、重任することができる。

第3章 任務

第9条 クラス員相互の協力と親和をはかり、クラスアドバイザーとの連絡を密にしてクラスの向上と生活目標の達成に努める。

第10条 使用教室や備品の清潔整頓に努める。

第11条 クラス委員会およびクラス学生総会に参加して、協議事項等についてクラス員に連絡を反映し生活の充実と向上に努める。

第12条 クラスアドバイザーの行う校務の補助に当たる。

- (1) 大学からの伝達、クラスアドバイザーおよび関係指導者からの連絡や指示事項の周知徹底
- (2) 研修学寮の企画・運営

第4章 クラス委員会の組織

第13条 学生生活の向上発展、学生中心の諸行事の円滑化をはかるため、クラス委員会の

中に総務委員会、学報委員会、ボランティア委員会、エコロジー委員会を置く。

各種委員会は、各学科 1 名によって構成し、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。委員会の任務、任期等は次のとおり。

1 総務委員会

- イ. 学生の日常生活指導の検討、学生生活全般の向上、推進に努める。
- ロ. 各学科の代表で構成し、任期は 1 年とし、重任することができる。
- ハ. 委員会の正・副委員長は、クラス委員会の正・副議長となり、クラス委員会の運営、進行に当たる。

ニ. 総務委員は、代表委員会の委員として任務に当たる。

2 学報委員会

- イ. 「昭和学報」の企画、取材、原稿収集、編集などを担当し、学報の発行に従事する。
- ロ. 各学科の代表と、学報作成に関心のある有志の学生で構成される。任期は 1 年とし、重任することができる。

3 ボランティア委員会

- イ. 誰もが人間らしく豊かに暮らしていける学生生活を目指し、自らが身近なところでできる活動を推進する。
- ロ. 各学科の代表と、ボランティアに関心のある有志の学生で構成される。任期は 1 年とし、重任することができる。
- ハ. コミュニティ・サービス・ラーニングセンターおよび世田谷ボランティア協会他と協力し、活動をする。

4 エコロジー委員会

- イ. 学生一人ひとりが地球環境に何ができるかを考え、学園の環境保全活動と連携し活動する。
- ロ. 各学科の代表と、環境保全に関心のある有志で構成される。任期は 1 年とし、重任することができる。

2 各委員会に顧問を置く。顧問は学生部委員があたる。

附 則 この規約細則は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。